海 田 町 議 会 議長 桑 原 公 治 様

災害防止対策等調査特別委員会 委員長 岡田良訓

委員会調査中間報告書

本委員会の調査事項について、会議規則第43条の2第2項の規定により、 平成31年3月定例会で報告した以後の調査結果を次のとおり中間報告します。

1 調査事項

災害対策基本法第2条第1号に掲げる災害の防止対策の調査等に関する事項

- 2 調査の概要及び結果
 - (1) 令和元年5月9日(第11回委員会)
 - ・ 災害関連条例に関する議会の対応について 委員から平成30年7月豪雨を受け防災・減災の日を定める内容の条 例提案があったが、審議した結果、委員会から提案はせず、執行部と調 整しながら進めていくこととした。
 - (2) 令和元年6月26日(第12回委員会)
 - ア 被災者支援について
 - イ 災害復旧・インフラ強靭化について
 - ウ 防災体制強化について

平成30年7月豪雨について、執行部から、これまでの被害状況、支援状況及び災害復旧・インフラ強靭化事業の進捗状況の報告を受けた。また、防災体制強化として、防災訓練の実施状況及び地域防災計画の修正について説明を受けた。

- (3) 令和2年2月25日(第13回委員会)
 - ア 被災者支援について
 - イ 災害復旧・インフラ強靭化について
 - ウ 海田町防災対策基本条例(案)について
 - エ 海田町議会災害対応マニュアルについて

平成30年7月豪雨について、執行部から、これまでの被害状況、支援状況及び災害復旧・インフラ強靭化事業の進捗状況の報告を受けた。また、町有施設において民間事業者による太陽光発電設備を設置する旨及び防災対策基本条例を制定する旨の説明を受けた。太陽光発電設備の設置については、委員から、議会への報告や、手続き自体が遅いのではなどの意見が出され、再度資料を整えた上で説明を受けることとした。

次に,大規模災害が発生したときの,議会及び議員の役割や行動についてのマニュアルを定めるため,内容について審議した。

- (4) 令和2年3月27日 (第14回委員会)
 - ア 町有施設における民間事業者による太陽光発電設備の設置について
 - イ 海田町議会災害時行動規準について
 - ウ 防災服について

太陽光発電設備の設置について執行部から再度説明を受けたが、委員からは手続きに問題があるのではないかなどの意見があり、資料を配付した上、次回に再度審議することとした。

次に、大規模災害が発生した時の、議員の行動規準となる「海田町議会災害時行動規準」を定めた。また、災害時に議員として活動するために防災服を揃えた方が良いのではないかという意見があり、協議した結果、防災服は揃えるが、議員個人の自費で支払うこととした。

- (5) 令和2年5月11日(第15回委員会)
 - ア 海田町地域防災計画の修正について
 - イ 町有施設における民間事業者による太陽光発電設備の設置について
 - ウ 防災服について

執行部から,災害時支援協定の締結の進展や気象庁から南海トラフ地 震臨時情報が発表された場合などの情報も踏まえ,海田町地域防災計画 の修正について説明を受けた。太陽光発電設備の設置については,前回 からさらに詳細の資料を追加し,説明を受けたが,委員からは行政財産 手続きに問題があるのではないか,必要性やコンセプトが分からないな どの意見が出され,この事業についてこのまま事業を実施すべきではな いという意見を委員会としてまとめた。

次に、前回委員会において防災服を揃えることと決定したため、防災 服のデザイン等について協議し決定した。

- (6) 令和3年1月19日(第16回委員会)
 - ・ 委員会調査報告について

これまでの調査内容について, 次回の定例会において報告を行うこととした。